


所管部課	市民部地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市外国語通訳交流員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱 について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>外国語通訳交流員派遣事業において、効果的な運用が図れるよう、東大和市外国語通訳交流員派遣事業実施要綱の様式の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点 第1号様式に、通訳交流員派遣等の際に必要なである「可能な業務」、「Eメール」、「携帯電話」、「ボランティア保険加入の有無」等の項目を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 Eメールや携帯電話、可能な業務などを把握することで、連絡や調整が容易になることや、可能な業務を予め把握することで、派遣の紹介に役立つ。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>近年、通訳交流員の派遣を行う中で、メールや携帯電話などで連絡を行うことが増え、通訳交流員登録時に必要な項目となっている。また、ボランティア保険の加入状況等も登録時に確認が必要であるため、現状の事務や確認している項目に合わせ、様式を変更する必要があるが生じた。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。